

平成29年度第3回米子市農業委員会総会議事録

招集年月日	平成29年10月10日（火）								
招集場所	米子市役所第2庁舎 2階 第2会議室								
開 会	午後1時30分								
出席農業委員	1番 足立寛隆委員	3番 井田時夫委員	4番 伊塚定弘委員	5番 遠藤泰三委員	6番 大太勇三委員	7番 大縄敬次委員	8番 木村美紀委員	9番 公本英夫委員	
	10番 小西淳一委員	11番 角 力委員	12番 高西史郎委員（会長）	13番 高橋敦美委員	14番 田中豊委員	16番 中本公平委員（会長職務代理）	17番 森中喜輝委員	18番 矢倉篤實委員	19番 吉澤一誠委員
欠席農業委員	2番 泉新一委員								
出席農地利用 最適化推進委員	大田正夫委員 山中春夫委員 岩佐清志委員 田口正廣委員 友森一夫委員 松本裕三委員 植田直道委員 池口 稔委員 高西早苗委員								
事 務 局	池口事務局長 宅和事務局長補佐 河野主幹 山本主幹 高田主幹								
傍 聴 人	なし								
日 程	1 農地法各条申請地現地調査 2 会長あいさつ 3 議事録署名委員の指名 4 議事 （1）農地法各条申請審議等 ア 第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可について イ 第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について								

- ウ 第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について
- エ 第4号 米子市農用地利用集積計画の決定について
- オ 第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画に係る意見照会に対する回答について

5 報告事項

- (1) 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について
- (2) 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について
- (3) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
- (4) 非農地現況証明について
- (5) 農地等の現況に係る照会に対する調査結果について
- (6) 農地転用現況確認書の交付について
- (7) 相続税の納税猶予に係る相続人が農業経営を引き続き行っている旨の証明について
- (8) 県農業会議会議員の事務報告
- (9) その他

議事開始 午後2時45分

議長（高西会長）

今日の総会の欠席の方は、推進委員の尾坂委員さん、仲本委員さん、田邊委員さん、農業委員の泉委員さんが欠席です。先ほど言いました大高の尾坂委員さんが、申請が地権者から取り下げられたようでして、それで今日は出席しておられません。自主参加は、崎津の松本推進委員さんです。ご苦労さんでした。傍聴人はありません。

そうしますと、現地調査に引き続き、第3回農業委員会総会を開きます。

最初に、議事録署名委員について、慣例により議長が指名したいと思いますよろしくお願いします。

(異議なしの声あり)

それでは、議席番号5番の遠藤委員と議席番号6番の大太委員にお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

(異議なしの声あり)

異議なしということで、お二方をお願いします。

事務局（宅和局長補佐）

会長すみません、一言お願いします。

失礼いたします。先月、9月14日に開催した運営特別部会におきまして、お亡くなりになられた種崎農業委員さんの代わりに、成実地区を遠藤農業委員さんに担当いただくことに決まりましたのでご報告いたします。よろしくをお願いします。以上です。

議長（高西会長）

それは、総会の承認はいりませんか。運営委員さんに言ってそのことを了解してもらいましたが、総会で諮って相談はいりませんか。

事務局（宅和局長補佐）

正式に決める上で、ここでお諮りいただきたいと思います。

議長（高西会長）

それは、改めて承認をいただくということですか。

事務局（宅和局長補佐）

この場でご承認いただければと思っております。

議長（高西会長）

ですから、総会の前に諮って承認をもらうってことになれば。

事務局（宅和局長補佐）

議事が始まる前ということですか。

議長（高西会長）

はい。

事務局（宅和局長補佐）

そういうことでございます。

議長（高西会長）

もっと良くわかるように説明してください。

事務局（宅和局長補佐）

はい、すみません。

議長（高西会長）

そうしますと、議事に入る前に、事務局が説明したとおり、種崎さんが亡くなられてまして、後任にその地区の担当を遠藤委員にお願いしたらということですがいかがでしょうか。

（異議なしの声と拍手多数）

公本農業委員

ちょっと待って。農業委員でしょ。

角農業委員

いや、この地区担当のことですよ。

公本農業委員

ああ、それだったら問題ありません。

議長（高西会長）

もう一度お願いします。異議のない方は。

全員挙手ということで、遠藤委員に種崎さんが担当しておられた地区をよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、審議に入ります。初めに3ページ、議案第1号をお願いいたします。農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可について、下記申請について農地法第3条第1項の規定により許可したいので議決を求めます。

続きまして番号22の古豊千について審議します。事務局から説明してください。

事務局（高田主幹）

番号22について説明します。詳細は議案のとおりとなります。本件は、所有農地について売買での処分をご近所に相談しておられました。今回、近隣で耕作されている譲受人に話があり、売買を行うことになったものです。取得後の譲受人の経営面積は80アールとなっております。別紙3条申請理由のとおり、農地法3条各要件に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしくお願ひします。

議長（高西会長）

今日は、推進委員の田邊さんが仕事のために欠席しておられます。続きまして、地元担当委員から説明をお願いします。

森中農業委員

22番について説明します。田邊委員と私が現地確認をいたしました。議案のとおり119平方メートルの畑です。面積は小さいものですが、きちんと管理されています。以前より、譲受人さんに管理をお願いしておったところをごさいますて、今回自宅の前の農地ということもあり、売買を行うことをなりました。取得後は野菜類を耕作すると伺っています。許可要件には特に問題ないと思われまますのでよろしくお願ひします。以上です。

議長（高西会長）

説明について、何かご意見、ご質問がございませんか。

それでは採決したいと思ひます。異議のない方は挙手をお願いいたします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可と決定いたします。

続いて、番号23の日下と福万について審議します。事務局から説明してください。

事務局（高田主幹）

番号23について説明します。詳細は議案のとおりとなります。本件は、同一世帯内の父から子への農地の贈与となります。取得後の経営面積は76アールとなります。別紙3条申請理由のとおり、農地法3条各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えまます。提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしくお願ひします。

議長（高西会長）

続きまして、地元推進委員さんから現地調査の報告をお願ひします。

植田推進委員

県地区の推進委員の植田です。本件につきましては、9月30日に福万の譲受人さんから説明をしていただひておひますが、記載のとおり、日下の水田他3筆、地目は田と畑で面積は合わせて2,044平方メートルです。この農地を父から息子が生前贈与を受けようとする

ものです。いわゆる贈与により所有権移転をするものでございます。事務局から説明もありましたが、世帯内でのことございまして、経営農地の増減はございません。現地の調査につきましては、高橋農業委員さんにご同行頂きまして、10月5日に実施しました。中福万神社付近の農地は西条柿を作っておられます。また、自宅近くの畑は野菜を作っておられます。日下の水田も耕作されており、きちんと管理されています。許可要件につきましては、問題ないと考えております。以上でございます。

議長（高西会長）

農業委員さんの何か補足は。

高橋農業委員

特にありません。問題ないと思います。

議長（高西会長）

今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

無いようですので採決をしたいと思います。異議のない方は、挙手をお願いいたします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可と決定いたします。

続いて番号24、事務局から説明してください。

事務局（高田主幹）

番号24について説明します。詳細は議案のとおりとなります。本件は譲受人の希望によりまして、通作に必要なために売買を行うものとなります。譲受人さんは、周囲が囲まれた農地をお持ちでして、これによりまして利便性が向上するものとなります。取得後の経営面積は93アールとなります。別紙3条申請理由のとおり、農地法3条各要件に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしく申し上げます。

議長（高西会長）

地元委員さんから現地調査の報告をお願いします。

山中推進委員

本件は、農地の進入路口の売買でございます。周囲を住宅で囲まれた農地3筆で451平米を有しております、今回の売買によって、通作上必要な農地であり利便性が向上するというものです。許可要件も問題ないと思いますのでよろしくをお願いします。

議長（高西会長）

地元委員さん、何か補足ありましたら。

大縄農業委員

この土地は、私が借りていたこともある農地で特に問題ないと思います。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そういたしますと採決をしたいと思います。異議のない方は、挙手をお願いいたします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可と決定いたします。

続いて、番号25の東福原4丁目について審議します。事務局から説明してください。

事務局（高田主幹）

番号25について説明します。詳細は議案のとおりとなります。本件は、譲渡人が所有する農地について、営農に便利のために譲受人さんが売買を行って取得するものです。金額は、別紙のとおりちょっと高めとなっておりますが、市街化区域内となりますので、金額が大きくなっていることを補足いたします。取得後の経営面積は54アールとなっております。別紙3条申請理由のとおり、農地法第3条第2項

の各要件に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。提出書類に不備はありませんでした。ご審議よろしく申し上げます。

議長（高西会長）

地元の推進委員さん。

大田推進委員

今回、双方での話し合いで売買を行うものでありまして、現地は、上福原の〇〇の裏の新開川沿いの道路付近です。現地確認したところ、稲の耕作はされていませんが、水張り管理がしてある状態でありましたので、3条での売買は問題ないと思われまますのでよろしく申し上げます。

議長（高西会長）

地元農業委員さんの補足説明はありますか。

大太農業委員

〇〇さんの所と私の所は一緒に耕作しているもので、〇〇さんの所も今年も一緒にしたんで問題ないと思われまます。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そういったしますと採決をしたいと思ひます。異議のない方は挙手をお願いいたします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可と決定いたします。

続いて、番号26の東福原2丁目について審議します。事務局から説明してください。

事務局（高田主幹）

番号26について説明します。詳細は議案のとおりとなります。本件は、先ほどの24番の案件と同様にですね、周囲が囲まれて袋小路になっている農地を現在耕作されております。進入路が無く非常に不便とのことで、譲渡人さんをお願いして売買を行うことになったものであります。これによりまして、大型機械の出入りも可能となり、利便性・効率性が向上するものとなります。取得後の経営面積は80アールとなっております。別紙3条申請理由のとおり、農地法第3条第2項の各要件に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。提出書類に不備はありませんでした。ご審議よろしく申し上げます。

議長（高西会長）

続きまして、地元推進委員さんから現地調査の報告をお願いします。

大田推進委員

26番を説明させていただきます。本件も24番の案件と同じく作に必要な農地を双方の話し合いにより売買するものです。場所は、東福原の新開川沿いの道路沿いで、〇〇の裏の方でございます。周囲を囲まれている畑を714平米、田を3,998平米耕作しておられまして、今までは隣地を通行して通作されています。現地を確認したところ、田は米が作っておりますし、畑は野菜が作っていることを確認しています。今回の売買によりまして、道路から大型機械が出入りできるようになり、積極的に農業がしていただけるものと思います。3条での売買は問題ないと思われまますのでよろしく申し上げます。

議長（高西会長）

地元農業委員さんの補足説明はありますか。

大太農業委員

今の説明で結構でございます。よろしく申し上げます。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そういたしますと採決をしたいと思います。異議のない方は、挙手をお願いいたします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可と決定いたします。

続きまして、5ページ議案第2号をお願いいたします。農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について、下記申請について、農地法施行令第7条第2項の規定により意見を具申したいので審議を求めます。

それでは、6ページ番号4の富益について審議いたします。この案件の当事者である、富ますシルクファーム役員の田中委員の退席を求めます。

（田中委員退席）

それでは、地元推進委員さん現地の状況等の説明をお願いいたします。

足立農業委員

4番について説明します。申請者は議案のとおりです。申請地は、富益町の畑で1,474平米であります。申請人は、事業所の隣接地にサツマイモのペースト工場を作りたいということであります。併せて、農機具置場とサツマイモの苗を作る施設をやりたいということです。土地改良区の同意、実行組合の排水同意も確認をしております。申請地は、他の農地区分に該当しない農地であり、小集団の生産力の低い農地であり、第2種農地に該当するものと思われます。問題ないと思われます。以上です。

議長（高西会長）

あの。

友森推進委員

いいですか。富益の推進委員の友森です。私も現地を確認しました。問題ないと思いますのでよろしく申し上げます。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そういたしますと採決をしたいと思います。異議のない方は挙手をお願いいたします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

田中委員の着席を求めます。

（田中委員着席）

続いて、番号5の彦名町について審議いたします。地元推進委員さん、現地の状況等の説明をお願いします。

田口推進委員

今回、初めて出させてもらいました彦名の推進委員の田口です。よろしくお願いします。

番号5について説明させていただきます。申請場所は、彦名9区の市道内浜街道より5メートル程入った畑です。ここを転用して、街道沿いの宅地と併せて、自宅より内浜街道までを進入路として計画したものです。先日、公本農業委員と現地調査をし、問題ないものと確認しております。ご審議よろしくお願いします。

議長（高西会長）

地元農業委員さん、何か補足説明がありますか。

公本農業委員

先程の説明のとおりなのですが、道路に面した所の宅地の部分ですが、転居されて家を解体され、ようやく自宅から内浜道路に出ていく場所が確保されたということで、勇んで申請されたようです。場所も、米子側は地域の墓地になっておりまして、その墓地の隣にある通りが使われているんですけど、冬場になると吹き溜まりになり、雪で自宅から出るに出れない状態になるものですから、本人から相談を受けた時に、私も早く転用手続きをし方がいいと言っていたところでした。転用については問題ないと思われまますのでよろしくお願いします。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そういたしますと採決をしたいと思います。異議のない方は、挙手をお願いいたします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続いて、7ページ議案第3号をお願いします。農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について、下記申請について、農地法第5条第3項において準用する第4条第3項の規定により意見を具申したいので審議を求めます。

それでは、8ページ番号53の二本木について審議します。地元推進委員さんから説明をお願いします。

森中農業委員

53番について説明します。仲本委員と私とが現地調査を行いました。申請者は議案のとおりでありまして、申請地は二本木の田で、2筆で面積は789平方メートルです。申請人は、建設作業機械などのレンタルをしている会社でございまして、この度、建設車両・重機を置く車両置場を隣接する申請地に計画されたものです。土地改良区の同意、農事実行組合の排水同意も確認しております。申請地は、公共施設等が連たんしている区域内にある農地であるため、第3種農地に該当すると思われまますので、転用については問題ないと思われまますのでよろしくをお願いします。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そういたしますと採決をしたいと思います。異議のない方は、挙手をお願いいたします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続いて番号54の東八幡について審議いたします。

森中農業委員

54番について説明します。私と田邊委員とで現地調査を行いました。申請地は東八幡の田で、面積は1,239平方メートルです。申

請者は売電収入を見込んで、申請地に太陽光発電施設を計画されたものです。土地改良区の同意、隣接耕作者の同意、農事実行組合の排水同意も確認しました。申請地は、他の農地区分に該当しない農地で、小集団の生産力の低い農地であるため、第2種農地に該当するものと思われる。転用について、問題ないと思われしますのでよろしくお願いします。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

これは、二本木のどの辺りになります。

（東八幡との声あり）

えっ。二本木のどの辺りになります、場所は。

森中農業委員

東八幡です。

議長（高西会長）

ああ、すいません。この前の所と一緒にですか。

事務局（山本主幹）

はい、場所的には〇〇さんと土手の間にあります、土手側の方です。

森中農業委員

農免道路と日野川の間です。

議長（高西会長）

はい、説明終わりましたが、ご意見、ご質問がございませんか。

角農業委員

何年契約ですか。

事務局（山本主幹）

20年でございます。

議長（高西会長）

再生エネルギーの何で20年でしょ。わかりましたかいね。

角農業委員

はい、わかりました。

議長（高西会長）

他にありませんか。そういたしますと採決をしたいと思います。異議のない方は、挙手をお願いいたします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続いて、番号55の高島について審議いたします。それでは地元委員さん。

森中農業委員

55番について説明します。申請者は議案のとおりでありまして、申請地は4筆、1,641平方メートルです。申請者は売電収入を見込んで、申請地に太陽光発電施設を計画されたものです。土地改良区の同意、隣接耕作者の同意、農事実行組合の排水同意も確認しました。申請地は、他の農地区分に該当しない農地で、小集団の生産力の低い農地であるため、第2種農地に該当するものと思われます。転用につ

いて、問題ないと思われまますのでよろしくお願ひします。

議長（高西会長）

住宅から離れていますか。

森中農業委員

住宅というよりは工場に隣接しております。

議長（高西会長）

何でこういうことを言うかといいますと、太陽光発電の反射熱といいますかね、それでトラブルが起きていますのが、まあ米子ではないですが。何か意見はありませんか。

そういたしますと採決をしたいと思ひます。異議のない方は、挙手をお願いいたします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続いて、番号56の今在家について審議いたします。それでは地元推進委員さんから、現地の状況等の説明をお願いいたします。

森中農業委員

56番について説明します。現地調査をした所です。申請者は議案のとおりですが、申請地は今在家の田で、面積が310平方メートルです。申請者は現在の借家では手狭なために、妻の母親の土地を借りて、住宅の建築を計画されたものです。土地改良区の同意、隣接耕作者の同意、農事実行組合の排水同意も確認しました。家庭雑排水については、合併浄化槽で処理をして、市道の側溝に流すこともあり、米子市の同意も付いています。申請地は、300メートル以内にインターチェンジの施設のある農地であり、第3種農地に該当するものと思われまます。転用について、問題ないと思われまますのでよろしくお願ひします。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そういたしますと採決をしたいと思います。異議のない方は、挙手をお願いいたします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続いて、番号57の彦名町について審議いたします。それでは、地元推進委員さんから現地状況の説明をお願いいたします。

田口推進委員

57番について説明します。申請地は、彦名の7区と8区の境界の市道沿いの畑となります。譲受人が売買で取得し、一般住宅の建築を計画されたものです。公本農業委員と現地調査をし、必要書類も揃っていることも確認し、問題ないものと思われま。ご審議よろしくお願ひします。

議長（高西会長）

地元農業委員さんから何かありますか。

公本農業委員

田口推進委員の説明のとおりであります。ご審議よろしくお願ひします。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そういたしますと採決をしたいと思います。異議のない方は、挙手をお願いいたします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続いて、番号58の石井について審議いたします。それでは、地元推進委員さんから現地状況等の説明をお願いいたします。

岩佐推進委員

58番について説明します。申請地は議案のとおりです。申請地は石井の田で、面積は543.77平方メートルです。申請人は、犬のブリーダー資格を持っており、現在、自宅に9頭の犬を飼っておりますが、運動場、訓練場、外部の飼育犬の運動場としてドッグランを計画したものです。隣接耕作者の同意、実行組合の排水同意も確認しました。申請地は、宅地化の状況が住宅・公共施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地で、その規模が10ヘクタール未満であるため、第2種農地に該当すると思われます。転用については問題ないと思われますのでよろしくお願ひします。

議長（高西会長）

地元委員さんから補足説明をお願ひします。

遠藤農業委員

今日、現地調査した場所でございます。次にも出て参りますけど、向こう側にあります家に住んでおられて、分家とドッグランを計画したものです。岩佐委員の説明のとおりで、特に問題ないと思われます。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そういたしますと採決をしたいと思ひます。異議のない方は、挙手をお願ひいたします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続いて、10ページ番号59の石井について審議します。地元推進委員さんから、現地の状況等の説明をお願ひします。

岩佐推進委員

59番について説明します。申請地は議案のとおりです。申請地は石井の田で、面積は595.01平方メートルです。申請人は、58番の議案の申請者の息子さんで、家族7人が実家で生活してありますが、手狭になってきたため、実家に隣接している申請地に住宅の建築を計画したものです。隣接耕作者の同意、実行組合の排水同意も確認しました。開発についても見込みがあることを確認してあります。転用

については問題ないと思われまのでよろしくお願ひします。

議長（高西会長）

地元農業委員さんから補足説明をお願いします。

遠藤農業委員

特に問題ないと思われま。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そういたしますと採決をしたいと思ひます。異議のない方は、挙手をお願いいたします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続いて番号60の尾高について審議いたします。

事務局（高田主幹）

事務局より説明します。番号60の尾高の申請案件でございますけども取り下げが出ております。よろしくお願ひします。

議長（高西会長）

事務局に言っておきますが、取り下げがありましたら、申請を取り下げられたと冒頭に説明してください。

事務局（池口局長）

はい。

議長（高西会長）

60番の尾高については、地権者が申請を取り下げたようですが、理由は何かよくわかりませんが。

次に番号61の淀江町佐陀について審議いたします。地元推進委員さんから、現地の状況等の説明をお願いします。

高西推進委員

61番について説明します。申請者は、譲受人さんのところに書いてあるとおりです。この方は、淀江町でアパートを経営しておられますが満室状態が続いております。というのが、ペットと同居可能なアパートであるために大変人気があるようです。同じようなのを1棟、この地に計画しておられます。申請地は淀江町佐陀の畑です。面積は1,259平方メートルです。近くには、ナフコとかイオンとかの大型店舗もありますし、コンビニも2店あります。インターチェンジも近いということで、場所選定の理由となっております。近隣が住宅化しておりまして、上下水道も埋設してありますし、周辺500メートル以内に医療施設が複数ありますので、第3種農地に該当します。隣接耕作者の同意書、実行組合の排水同意書も確認しております。開発許可は、非線引き地区ですので不要です。転用については、問題ないと思います。以上です。

議長（高西会長）

地元委員としては、補足はありません。

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そういたしますと採決をしたいと思います。異議のない方は、挙手をお願いいたします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続いて、番号62の淀江町今津について審議いたします。それでは地元推進委員さんから、現地の状況等の説明をお願いいたします。

池口推進委員

淀江の池口です。よろしく申し上げます。場所は今日見たところですが、62番について説明させていただきます。淀江町今津の田で面積は2,944.83平方メートルとなっています。申請者は建設業をやっている〇〇さんです。近年、会社から遠いところの現場も多く

なっております。郊外での現場に対応するため、今回の申請になったものです。隣接耕作者の同意、実行組合の排水同意も1区の実行組合長の印鑑ももらってあることを確認済みです。また、隣接する住宅さんにも挨拶を行い事業に同意されていることを確認しました。申請地は宅地化の状況が、住宅・公共施設が連たんしている区域に近接する区域で、その規模が10ヘクタール未満の区域にあるため、第2種農地に該当すると思われます。管理設道路沿いの土地は第3種農地に該当すると思われます。開発許可は非線引き地区ですので不要です。転用については問題ないと思います。以上です。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

足立農業委員

田んぼを資材置場にするわねえ。土盛というのはどのくらいするものですか。

池口推進委員

本当は売りたいかたですが、貸してほしいということで、金額は書いてあるとおりですわ。

大太農業委員

〇〇さんが埋めるっていうことですよ。

議長（高西会長）

〇〇さんが埋め立てをして擁壁をします。何か質問がありますか。

角農業委員

本当は買ってもらったがいいと思いますけどねえ。

議長（高西会長）

多分、買ってほしいと交渉されたと思う。

公本農業委員

建設業界はねえ、経営審査事項っていうのがあって、固定資産を増やすと点数が下がってしまう。それで、点数によって格付けが変わるっていうので、流動資産を増やせば点数は上がるんだけど、固定資産を増やすとね、点数が下がっちゃうんです。だから、大きな重機だとかはねえ、ああいうものは買わないでリースでするんですね。だから現金を出して買う人はまずおらんです。そういう事情があって、〇〇も他の所でも賃借だと、そういう事情があります。

議長（高西会長）

他に意見がありませんか。そういたしますと採決をしたいと思います。異議のない方は挙手をお願いいたします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続きまして、12ページ、議案第4号をお願いいたします。米子市農用地利用集積計画の決定について、米子市長が作成した別紙農用地利用集積計画（案）について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により決定を求めます。

それでは利用権設定各筆明細について、15ページ番号10-1から16ページ番号10-7まで一括審議します。

事務局から説明してください。

事務局（河野主幹）

利用権設定各筆明細について説明いたします。15ページ番号10-1は再設定です。番号10-2から番号10-5は借受人の希望による貸付です。16ページ番号10-6及び番号10-7は再設定です。10-7についてですが、先月もございましたが、解除条件付きの貸貸借でございます。これについて説明しますと、農地所有適格法人以外の法人が、農地の権利を取得する場合には、貸借契約に解除条件を付す事が必要です。農地を適切に利用しない場合には、契約を解除することになります。

以上、番号10-1から番号10-7は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。
ご審議よろしくお願ひします。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございせんか。

そういたしますと採決をしたいと思ひます。異議のない方は挙手をお願いいたします。

挙手多数ということで異議なしと認め、決定といたします。

続きまして19ページ、農地中間管理権を取得する場合について、番号10-1から23ページ番号10-18までを一括審議いたします。事務局から説明してください。

事務局（河野主幹）

鳥取県農業農村担い手育成機構が行う中間管理権の取得についてご説明いたします。

19ページ番号10-1から23ページ番号10-18まで、番号欄鍵括弧に中間管理権取得理由が記載してあります。

Aは地権者の意向によるもの12件、Cは合理化事業から中間管理事業への切替6件の以上でございします。

番号10-1から番号10-18まで、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えますので、ご審議よろしくお願ひします。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございせんか。

そういたしますと採決をしたいと思ひます、異議のない方は挙手をお願いいたします。

挙手多数ということで異議なしと認め、決定といたします。

続きまして、25ページ所有権移転各筆明細、番号10-1を審議します。事務局から説明してください。

事務局（河野主幹）

所有権移転各筆明細についてご説明いたします。

25ページ番号10-1は畑です。買受人は現在この農地を借りている耕作者で、栗を栽培しておられます。取得後の経営面は244アールとなります。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議よろしく申し上げます。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

田中農業委員

ちょっといいですか。これは元々県有地ですよ。

事務局（河野主幹）

そうです。

田中農業委員

所有権移転をするのは、担い手機構になるんですか。

事務局（河野主幹）

県から、担い手へ一旦所有権移転がなされまして、それで担い手から今回耕作しておられる譲受人さんの方に所有権移転、あの二段構えになるようです。

田中農業委員

その二段構えは何か理由があるんですか。

公本農業委員

何もないです。

議長（高西会長）

一つはねえ、多分ね、今から3年ほど前ですか、法律で中間管理の法律ができた時に、日本の農地80パーセントを向こう10年間で大規模農家に耕作させるとなったものです。それで法律を北海道から九州・沖縄まで一つですから、そうしますと北海道は比較的集積できますけど、例えば鳥取県はそんなようにできないです。初めて国が法律をしたときはですねえ、43パーセント位。今は中々増えないもので。それで一つは、輕輕なことは言われませんが、あの中間管理機構に実績を作るためにでしょう。

田中農業委員

なんとなくわかりました。

議長（高西会長）

大体そういうようなことで。もう一つはねえ、所有者が県ですからそう何はないと思いますが、中間管理機構が中に入ることによって、うまいこと行くということもあるようです。

田中農業委員

はい、ありがとうございました。

議長（高西会長）

何か他にありませんか。

足立農業委員

果樹とは何をしますか。

事務局（河野主幹）

栗です。

足立農業委員

なら、栗って書いてください。

議長（高西会長）

ポロタンだな。何か他にありませんかいな。

そういたしますと採決をしたいと思います。異議のない方は、挙手をお願いいたします。

挙手多数ということで異議なしと認め、決定といたします。

続きまして、26ページ議案第5号をお願いいたします。

農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画に係る意見照会に対する回答について、米子市長が作成した農用地利用配分計画（案）について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき意見を求めます。

それでは、27ページ番号1から30ページ番号9までを一括審議いたします。事務局から説明してください。

事務局（河野主幹）

今月の農地中間管理事業利用配分計画について、耕作者選定理由をご説明いたします。

27ページ番号1は、近隣ほ場の耕作者であるため配分するものです。番号2は、新規就農者で初めての配分です。28ページ番号3から番号6は、近隣ほ場の耕作者であるため配分するものです。番号7は、他に耕作しようとするものがないため配分しようとするものです。29ページ番号8から30ページ番号9は、近隣ほ場の耕作者であるため配分するものです。番号1から番号9までの選定理由は以上

です。ご審議よろしく申し上げます。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そういたしますと採決をしたいと思います。異議のない方は挙手をお願いいたします。

挙手多数ということで異議なしと認め、適当である旨回答いたします。

続いて、31ページ番号10について審議します。この案件の当事者である富益シルクファーム役員の田中委員の退席を求めます。

（田中委員退席）

事務局（河野主幹）

31ページ番号10の選定理由は、近隣ほ場の耕作者であるため配分するものです。ご審議よろしく申し上げます。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

議長（高西会長）

そういたしますと採決をしたいと思います。異議のない方は、挙手をお願いいたします。

挙手多数ということで異議なしと認め、適当である旨回答いたします。

田中委員の着席を求めます。

（田中委員着席）

審議事項は以上です。続いて報告事項に移ります。事務局から報告してください。

事務局（宅和局長補佐）

32ページ(1)農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について、これは市街化区域内の農地転用で番号13から17までの5件を受理しております。

続きまして、33ページから34ページ、(2)農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について、これは市街化区域内の農地転用で、番号30から番号37までの8件を受理しております。

続きまして、35ページ(3)農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、これは農地の賃貸借の合意解約のことで、番号51から番号55までの5件を受理しております。

続きまして、36ページ(4)非農地現況証明について、番号23から番号28までの6件を非農地である旨、証明をしております。

続きまして、37ページから40ページ、(5)農地等の現況に係る照会に対する調査結果について、鳥取地方法務局米子支局より、地目変更登記申請があった土地に係る転用許可の有無の照会に対し、3件を回答しております。

続きまして、41ページから42ページ(6)農地転用現況確認書交付について、番号28から番号36までの9件を交付しております。

続きまして、43ページ(7)相続税の納税猶予に係る相続人が農業経営を引き続き行っている旨の証明について、1件を証明しております。報告事項は以上でございます。

議長(高西会長)

何か、ご意見、ご質問がございませんか。

無いようですので、次に進ませます。事務局。

事務局(宅和局長補佐)

その他のところで1件ご審議いただきたいものがございます。

資料は、今日机の上にお配りしています資料で、右肩に1、2、3、4というふうに番号を付けてあるものの番号2の方をご覧いただきたいと思います。

題名は「植林目的に農地転用を行おうとする者に対する指導指針(案)」となっています。お開きいただけましたでしょうか。

先月、鳥取県農業会議から植林を目的とした農地転用に関する指針につきまして、各市町村で作成するように依頼がありました。

県農業会議は、日照等の被害防止の観点から、隣接地との距離を最低5メートル以上離して植林するのが妥当であると判断しています。米子市における植林転用の案件は、最近の8年間で1件だけしかありませんが、県農業会議の判断とお願いを踏まえまして、植林転用の申請者に対する指導指針案を作成したものです。

指導内容としましては、第2条におきまして、転用申請地に隣接する土地で農地、宅地、道路、水路から最低5メートル以上離して植林をすること。

第3条におきまして、植林により日照上影響のある隣接耕作者及び近隣耕作者からの同意書を提出すること。

第4条におきまして、隣接する農道及び農業用水路の管理者からの同意書を提出すること。

第5条におきまして、植樹する位置、樹木の成長後に日照上の影響があると想定をされる範囲を明示した植林計画図を提出すること。

第6条におきまして、植林後の適切な管理方法及び近隣土地への日照不良、倒木等の支障が生じた場合における対応方法を明示した被害防除計画書を提出すること。

第7条におきまして、植林の転用許可が下りて5年以上経過してから、農地転用の現況確認を農業委員会は行うことができるものというようなものでございまして、植林転用における被害防止を目的として指導指針案を作成いたしました。この案で、今後植林転用の案件が出てきたときは指導していきたいと考えますがどうでしょうか、ご審議お願いいたします。

議長（高西会長）

これは、どういうことかといいますと、先月の県の常設審議委員会で八頭町でしたか、畑を4反ほど耕作できないということで、クヌギを300本余り、そうしてクヌギはシイタケの原木になるらしくて、植林をしたいということで出まして、その説明の中で、道路から3メートルの所から3メートル間隔で植林するということが審議会にかかっておりました。それで、わたしは米子市に合併してから12年、その間に会長さんが二人、最初の会長さんは福田さん、その次の会長さんが二期、その間にそういう問題があって、各市町村の総会できちんと取り組みなさい、というのがその当時あったようですけども、その間にですね、合併してから私ずっと委員をさせてもらっていますが、そういうことを全然、前々会長も前会長も言われませんし、まあ、その当時からおられるのは、森中委員とわたし位だと思いますけど、それで、そこで問題になってましてねえ、一体全部の農業委員会では、聞いたことを本当にしてあるのかと、それで、八頭もそういうことをしてなかったようでして、常設審議会は、一応総会にかけて、間隔を5メートル以上ということにして認めたと、条件を付けて。それで、

米子市の場合はわからなかったものですから、帰って事務局に米子市はどうなっているのか聞いたら、そんな話は聞いてないというようでしたから、それなら、今日の総会で提出して、そうして承認をもらっておいてほしいというのが今日のこの上程した理由でございます。米子市では、さっき事務局も言いましたが、あまり出ることはございませんが、ただ、今後は淀江地区の稲吉とかですnee、本宮とかあの辺や日下も出る可能性がありますのでと思って。大体今日そういうことで上程したわけですが、何かご意見ご質問がありましたら。

遠藤農業委員

植林というのは、実のなるものは関係ないですか。

議長（高西会長）

いや、その辺は、皆がしつこく言わなかったので、ただ柿の木などはどうだったかと思って、事務局はそのことは農業会議には聞いてないと思うけど、よく聞いて。そのあたりは聞きませんでしたか。

事務局（宅和局長補佐）

すみません、果樹や実のなるもの、例えば栗とかだと思えますけど、そこまでは聞いておりません。

議長（高西会長）

まあ、わたしも今月の常設審議委員会で聞いてみるけども、事務局としても例えば、果樹の場合はどんなもんかと。例えば一つの例を、うちの集落でなあ、柿を作っている人があって、それが道路の際に植えられてnee、通行に支障があっていけんって苦情があって、本人さんに言ってこれじゃいけないので切ってほしいと、集落で、何日までに切ってもらえないと伐採すると、その場合もありますけん、事務局としてもきちんと農業会議に聞いて、来月の総会で報告してください。

事務局（宅和局長補佐）

はい。

議長（高西会長）

何か。

伊塚農業委員

この植林によって、今私どもの所もねえ、田んぼの真ん中に4本程、ポンポンポンと植わっています。5メートル位の間隔で、これ報告しないといけないものか訳がわかりませんが、柿か栗か何か。そこは耕うんが出来ません、下が石で。それで、私の所に初め誰か作ってもらえませんかと言われましたが、その田んぼは誰もが断ってしましてと言って、そうしますとこの最近、樹を植えられて。

議長（高西会長）

近隣に支障は出ていますか。

伊塚農業委員

いや、全然。全く、ど真ん中ですから。3反くぼに4本か5本位。これはどこからどうしたらよいかと。

公本農業委員

今ねえ、柿がブームなんですよ、どこも。と言うのがねえ、血糖値を下げるのに柿の葉っぱがすごい人気があるんです。ヤーコンいもの葉っぱと柿の葉っぱというのでね、全国的に。この米子でも県外の業者さんから私、相談を受けて、内浜産業道路から中海にねえ、田んぼの葦だらけのところをねえ、県と米子市に折衝して、建設工事が出てきた残土をねえ、そこへ埋めさせてもらってやったら、これは面白いぜと話したことがあります。やるかやらんは別として、大規模でやりたいということと、既に倉吉の方でねえ、柿の葉っぱを作って、桑の葉っぱとヤーコンいもの葉っぱの三つでねえ、血糖値が確かに。テレビでどんどんやるもんだから、今作っている人が結構多いです。

議長（高西会長）

ちょっと、すいません。今、伊塚さんが言われたのは畑に果樹ということだけ、今まで出て来だったというのは、事務局にちょっと調

べさせますけども、この場合は、畑地を植林して山林にするということで申請が出たわけですから、地目変更で。今、言われたように畑に果樹を植える場合はどんな具合になるものかなと、今言われるので。不勉強で何だが、事務局はわかりますか。

事務局（宅和局長補佐）

畑に果樹を植えるのは問題ないと認識しております。田んぼでしたらそこは水田として使えませんので、部分的に畑転換の届出を出していただくのがいいかなと思います。

議長（高西会長）

地目変更の届出ということか。

事務局（宅和局長補佐）

一部ですので、分筆をしないと地目変更はできません。地目変更までは求められないと思います。

議長（高西会長）

県と県の農業会議に確認してきちんとしたものを出してください、総会で。

事務局（宅和局長補佐）

はい。

森中農業委員

ちょっと聞くけど、栗なんか果樹になるわけですか。果樹は違いますか。

議長（高西会長）

他にありませんか。

足立農業委員

いいもの出してもらったけど、既に畑に庭師さんが畑のど真ん中に、際まで大きな松や色んなものを植えていて隣畑が影になっている。それで、出来が悪いとかそういう文句を聞いていますけどこれはどうしますか。今まで既にやっちゃっているものは、どんなふうにすれば。

事務局（宅和局長補佐）

やっちゃったものというのは、農地転用の手続きを正式に取ってないものに、勝手に植えてしまったというような状態であれば無断転用の可能性もありますので指導しなければなりません。

議長（高西会長）

ちょっとした、足立委員さんに詳しく聞いて、県や農業会議の事務局に聞いて、そうして想像でものを言うのではなく、来月に総会で資料をあげて、もう一回。

事務局（宅和局長補佐）

はい。

議長（高西会長）

えっと、他にありませんかいね。

無いようですので、総会はこれで。

森中農業委員

終わっていません。

議長（高西会長）

ええっ。

森中農業委員

これの植林に対する米子市の考え方を今、案で提案されたものですので、これをどうするか決を採らないけんでしょう。

議長（高西会長）

ああ、申し訳ない。あのお、色々出てついわたしも。申し訳ありません。

今、事務局から提案されたこの件で、5メートル以上離すということで他に意見、質問等ありませんか。

井田農業委員

あの果樹の場合と植木というか花木にあれするのは、果樹は何ぼ、あの塀とかから5メートルなのか、中心から5メートルなのかこれをきちんとしてもらわんと。

議長（高西会長）

それは、誰もはっきりしたことがわかってないようすけん、さっきから何回も言っていますけども、県の農林課と農業会議に良く聞いて、彼らもわからん事はきちんと国に聞いたりして調べますので、来月の総会までちょっと待って下さい。事務局いいですか。

事務局（宅和局長補佐）

はい。

議長（高西会長）

はい、そうしますと道路から5メートルということですが、あの他の意見ご質問がなければ。

大太農業委員

あの、今の話だと事務局にきちっと作り直してもらってからの採決の方がよろしいんじゃないでしょうか。

議長（高西会長）

今、大太委員さんが言われますが、今回は県や農業会議に聞いて、その辺をきちんともうちょっと具体的に。果樹やそれから花木について、そういうものをきちんと聞いてからということですがどうですか。

（声なし）

それならそのようにしたいと思います。

森中農業委員

いいかな。それで附則で今日からとなつとるが、これは次の総会まで日にちをずらすということになるわけだな。

事務局（宅和局長補佐）

はい。ここでは採決できませんでしたので、10月10日というのはなしです。

議長（高西会長）

もう一度、改めて良く調べて上程するということだ。

事務局（宅和局長補佐）

はい。

議長（高西会長）

総会はこれで終わります。ご苦労さんでした。

森中農業委員

連絡事項とかはいいの。

事務局（宅和局長補佐）

（ 事 務 連 絡 ）

議長（高西会長）

そうしますと総会はこれで終わります。

閉 会 午後4時25分